

調停事例

男女雇用機会均等法関係（機会均等調停会議）

● 配置における差別的取扱い

総務課長は男性社員がよいとの理由により、それまで総務課長であった女性社員を他課の課長に異動させた事例

◆ 女性労働者からの申請内容・主張

- ・ 女性であることを理由に突然、総務課長から他の課長に異動となった。さらに異動先においては、自分と同じ課長職に別の男性社員が配置され、会社からは何の説明もない。そのため、居場所を失って退職した。
- ・ 会社に対し、男女の差別と精神的苦痛を受け退職に追い込まれたことによる慰謝料を求める。

◆ 事業主の主張

- ・ 申請者の仕事ぶりに問題はなかったが、今後は新人事制度の確立や規定類の改定等を行うこととしており、申請者には対応できる能力がないと考えて新しい総務課長を採用した。その際、プライドを傷つけないよう明確に説明しなかった。女性であることが理由ではない。
- ・ 異動先については、申請者は当該部署の業務を手伝っていた経緯もあったので、この部署の課長に異動させるのが一番良いと考えた。

◆ 調停会議

調停委員が申請者および事業主から事情や意見を聴き、検討した結果、女性であることを理由とする措置と受け取られうる運用を行っていることを指摘するとともに当該紛争解決のため、

- ① 事業主は申請者に対し、解決金を支払うこと
 - ② 事業主は男女雇用機会均等法に則った雇用管理を行うこと
- 等を内容とする調停案の受諾を勧告。

◆ 結果

関係当事者双方が受諾し、調停は終了した。

● セクシュアルハラスメント

社長からセクシュアルハラスメントを受け、退職に追い込まれたとする事例

◆ 女性労働者からの申請内容・主張

- ・ 社長から「愛している」等のメールや酒の誘いをたびたび受け、拒否をしていたが体調を崩し退職に追い込まれた。精神的な苦痛を受けたことに対して謝罪と慰謝料を求める。

◆ 事業主の主張

- ・ メール等の内容については不適切であったかもしれないが、明確に拒否されておらず、逆に申請者からも誘われたことがありセクハラと認識していなかった。
- ・ 会社としてセクシュアルハラスメント防止措置は講じていなかった。

◆ 調停会議

調停委員が申請者及び事業主から事情や意見を聴き、検討した結果、

- ① 事業主は申請者に対し事業主の行為により不快な思いをさせたことについて責任を認め、謝罪すること。
- ② 事業主は申請者に対し解決金を支払うこと。
- ③ 事業主は男女雇用機会均等法に基づき職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための措置を講じること。

等を内容とする調停案の受諾を勧告した。

◆ 結果

関係当事者双方が受諾し、調停は終了した。

育児・介護休業法関係（両立支援調停会議）

● 短時間勤務等を理由とする不利益取扱い

短時間勤務制度、深夜業の制限制度の利用を申し出たところ配置転換を命じられた事例

◆ 女性労働者からの申請内容・主張

- ・ 育児休業から復帰後、短時間勤務と深夜業の制限を申し出たところ、現在（自転車で10分）よりも通勤時間が長い事業所（バスと電車を乗り継いで1時間）への配置転換を命じられた。バスの本数が少なく非常に不便であり、保育園への送迎をするため、9時の始業には間に合わなくなった。
- ・ すでに退職するつもりではあるが、復帰後間もなく、配置換えされるのは短時間勤務と深夜業の制限を申し出たことを理由とする不利益な取扱いではないかと思われ、納得がいかない。

◆ 事業主の主張

- ・ 申請者は当初、深夜業も可能であると言ったので、休業前と同じ事業所に復帰させたが、深夜業の制限について申出があった。
- ・ 休業前の勤務場所では、シフト勤務を組んでいるので、人員の体制上、深夜業ができない労働者がかかえていると、他の労働者の負担が大きく、業務に支障をきたすので、日勤勤務が可能な事業所への配置換えを行った。
- ・ 申請者は始業時間を9時半にしてもらいたいと要望してきたが、他の職員の始業時間は全員9時であり、変更はできない。申請者については特別に自動車での通勤も許可し配慮したつもり。

◆ 調停会議

調停委員が申請者及び事業主から事情や意見を聴き、検討した結果、事業主の業務の特性からみてやむを得ない事情も認められるため、育児・介護休業法に照らし、不利益取扱いがあったとまでは断定できないが、申請者の配置転換の必要性について説明が不十分であったことが認められるため、

- ① 平成23年〇月〇日をもって、雇用関係が終了したことをお互いに認めること
 - ② 事業主は、申請者に対し解決金を支払うこと
 - ③ 双方が守秘義務を守り、相手方の名誉や信用を害する言動をしないこと
- 等を内容とする調停案の受諾を勧告した。

◆ 結果

関係当事者双方が受諾し、調停は終了した。